

第 6 章 提言事項

第 1 都民に防火対象物の安全情報を提供する制度のあり方

1 都民に防火対象物の安全情報を提供する制度創設の意義

防火対象物の高層・大規模化、使用内容や管理形態の複雑多様化、都市の 24 時間化、高齢者や外国人訪問者の増加など、東京における潜在的危険要因の増大は、今後も社会的に影響を及ぼす惨事の発生や予想し得ない新たな災害の発生につながる可能性を秘めており、防火安全対策を推進する上で解決しなければならない大きな課題となっている。

また、法令では、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、用途、構造、規模等により包括的に安全義務を定めているが、個々の防火対象物の危険実態等は様々であるとともに、中には法令の趣旨・目的を十分理解せず、形式的に法令に適合させているだけの防火対象物も散見され、事実、過去の火災事例をみると、このような防火対象物において法令が求めている実質的性能等がなかったことに伴い、被害の拡大を招いたものが見受けられることから、防火対象物個々の特性、危険実態等に応じた実効性を有する防火安全対策の推進が重要である。

さらに、第 16 期火災予防審議会（人命安全対策部会）において、安全に関する情報に係る新たな制度を確立する必要があることなどの提言がなされたところであり、また、都民からは安全に関する情報を必要とする声、事業者からは安全に関する自主的・意欲的な取組みをアピールしたいという声が多く寄せられている。

加えて、経済活動を営む事業者が、自らが推進している様々な取組み等を外部に向けて発信していくことは、社会からの信頼を得るための不可欠な要素となっていることからしても、自らが所有・管理する防火対象物の防火安全性を確保するための取組みを社会に向けて積極的に情報提供することは、事業者が果たすべき社会的責務の一つであると言える。

以上のことから、防火に関する法令基準の適合性を審査することはもとより、防火対象物関係者が、一般的な火災又は地震等の災害による被害の軽減等を図るために、当該法令の趣旨・目的を十分に理解して施した防火安全対策の向上に係る自主的・意欲的な取組み等についても、公平・公正な審査に基づき、総合的かつ客観的に評価するとともに、その結果を安全に関する情報として都民に広く、かつ、分かり易く提供することで、都民の安全・安心を確保し、また、関係者のなお一層の努力を促すことにより、防火安全性の高い優良な防火対象物を誘導していくことを目的とした新たな制度の創設が必要である。

2 安全に関する情報の内容

安全に関する情報の内容は、人命安全に直結する内容で、かつ、都民が必要としている情報について優先的に取り入れることが望ましい。

3 安全に関する情報の提供方法等

(1) 情報の提供方法は、防火対象物の出入口、受付等へ表示板等を掲出する方法のほか、ホームページ、パンフレット等あらゆる提供方法を活用して、広く情報が行き渡る仕組みとなるよう検討する必要がある。

(2) 消防機関のホームページを活用したり、電話での問い合わせに対応できる体制を整備したりするなどして、消防機関からも情報を提供できるよう配慮することが望ましい。

また、古い情報、誤った情報等により都民が誤解したり不利益を被ったりしないよう、消防機関から常に最新情報を提供する必要がある。

4 安全に関する情報の表現方法

(1) 安全に関する情報の表現方法は、文章等のみでなく、JIS（日本工業標準）規格、ISO（国際標準化機構）規格等に使用されているシンボルサイン、ピクトグラム（絵文字）等を取り入れるなどして、都民一般に一目で分かるようシンプルなものとする必要がある。

なお、東京の地域特性を踏まえ、高齢者、外国人等の災害時要援護者にも分かり易いものとなるよう配慮する必要がある。

(2) ピクトグラム（絵文字）については、その意味する対策が何のために必要なものなのか分かるように配慮する必要がある。

(3) 安全に関する情報は、誰が、何時、どこの防火対象物を評価し、その評価がいつまで有効なものかなどが分かるようにする必要がある。

5 安全に関する情報を必要とする防火対象物

(1) 安全に関する情報を提供する防火対象物は、都民がどの用途の防火対象物を利用する際においても安心して利用できるよう、原則として全ての用途について対象とすることが望ましい。

なお、新たな制度が都民一般に定着するまでの間は、不特定多数の者が利用するもの及び都民が情報を必要としているものから優先していくことが望ましい。

(2) 安全に関する情報は、原則として防火対象物の「棟」を一つの単位として提供することが望ましい。ただし、複合用途防火対象物等において、一方のテナントから他方のテナントへ火災の影響が及ばない措置がとられている場合などは、テナント部分ごとに提供できる仕組みも検討する必要がある。

6 防火対象物の安全性を評価するための基準

- (1) 「優良な防火対象物」とは、防火対象物の関係者が、実効性ある防火安全対策の実現を目指し、以下の事項について積極的に取り組んでいるものと定義し、優良な防火対象物であるかどうかについて評価する基準は、具体的資料に基づき、客観的、工学的な手法で評価できるものとするのが望ましい。

なお、防火対象物関係者の自主的・意欲的な取り組みは、ハード・ソフト両面の対策について評価できるものとするとともに、多額な予算をかけなければ必ずしも評価されないといったものにならないように配慮する必要がある。

維持管理の徹底を図り、常に法令適合性を確保している。

火災等の災害に備え、利用者の安全避難や発見、通報、初期消火等一連の自衛消防活動が適切に行える行動力を検証するなどして、避難安全性及び自衛消防活動能力を確保している。

防火対象物個々の危険実態等を踏まえ、防火安全性を向上させるための自主的・意欲的な取り組みを積極的に実施している。

平素から高い防火意識を持って、出火危険の低減など火災予防対策に十分配慮している。

自主的・意欲的な取り組み等を含めた防火対象物に施されている防火安全対策を都民一般に広く情報発信しようとしている。

- (2) 法令上、「適合」とされる既存不適格建築物であっても、火災事例等から明らかに実質的危険要因が認められるものについては、評価するにあたり、人命安全が確保されるよう防火安全性の向上等について配慮することが望ましい。
- (3) 防火対象物の防火安全性を評価するための基準は、制度の透明性を確保するため、広く一般に公表する必要がある。

7 条例化の必要性

- (1) 防火対象物関係者が防火対象物の防火安全性を向上させることの重要性を理解し、自主的・意欲的な取り組みを推進するため、制度を有効活用することを促すとともに、都民自らが安全に関する情報を把握して防火対象物を利用できるようにするため、制度を広く普及させる必要があること、また、安全に関する情報の適正な取扱いをする必要があることなどから、条例に位置付けて運用することが望ましい。
- (2) 防火対象物関係者が、自ら所有・管理する防火対象物の危険実態等を踏まえ、防火安全性の向上等に努めるようにするための方策等について、条例による規定化を含めて検討する必要がある。
- (3) 制度の信頼性の確保等を図るため、正規の事務手続きを経ないで情報提供した場合や都民が誤解を招くような紛らわしい表示等により情報提供をした場合などについての罰則規定についても検討する必要がある。

8 その他

- (1) 防火対象物の防火安全性の評価は、安全に関する情報の信頼性等を確保するため、消防機関が主体となつて行うとともに、公平・公正・適正・的確な審査ができるよう、審査委員会等を設置するなどの審査体制整備に配慮する必要がある。
また、当該評価にあつては、幅広い総合的な防火対策に関する知識・技術が必要であることなどから、当該知識・技術を有する民間技術者を有効活用する仕組みについても検討する必要がある。
- (2) 防火対象物関係者による実態に即した訓練等により、審査後においても自衛消防活動能力の維持が図られるよう、防火対象物関係者の自助努力を支援する仕組みについて検討する必要がある。
- (3) 防火対象物の防火安全性に係る評価には、当該評価の信頼性維持のため、一定の有効期限を設ける方向で検討する必要がある。
なお、継続して情報提供ができるよう、有効期限が経過する前から申し出ることができるようにするとともに、有効期限の過ぎたものが、そのまま継続して情報提供されないよう、管理・監視できるようにすることが必要である。
- (4) 防火対象物の防火安全性の評価に係る手数料の徴収については、当該制度の趣旨、目的等を勘案し、慎重に検討する必要がある。
- (5) 防火安全性を評価する基準に適合していると認めたことを取り消した場合や不当な情報提供をした場合なども、安全に関する情報を提供する場合と同様にホームページ等により公表することを検討する必要がある。

第2 新制度の都民に対する効果的な周知方策のあり方

1 広報活動

- (1) 新たな制度を都民、防火対象物関係者及び関係業界に対して広く周知するためには、新聞、雑誌、CATV、インターネット等のあらゆるメディア及び町会・自治会等の様々な地域ネットワークを活用して広報する必要がある。
また、国際都市東京の防火・防災への取組み姿勢を広く世界に向けてアピールするためにも、インターネット等を活用して広報することは重要である。
- (2) 広報にあたっては、高齢者、外国人等の災害時要援護者にも分かり易いものとなるよう配慮する必要がある。

2 保険料割引等による制度普及支援策

安全に関する情報を提供する制度の普及のため、保険制度等に係る関係機関に当該制度の拡充等について積極的に働きかけていくなどの支援策について検討することが望ましい。

第3 その他必要な事項

- (1) 審査の簡素化を図るとともに、二重行政、ダブルスタンダード等の誤解を招かないようにするため、現行法令において運用されているもので、防火対象物の防火安全性を審査する基準に適合していることを確認できる場合は、それをもって代替できる仕組みを検討する必要がある。
- (2) 防火に関する法令の適合性を審査する際、建築基準法関係の事項にあつては、建築行政庁と連携・連絡を密にして対応することが望ましい。
- (3) 消防機関は、新制度の条例具現化及び広報活動、保険等関係機関への働きかけ、関係行政庁との連携等による新制度の普及促進を計画的に推進する必要がある。

